

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月25日

【会社名】 日本農薬株式会社

【英訳名】 NIHON NOHYAKU CO. , LTD .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 友 井 洋 介

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目19番 8 号

【電話番号】 東京6361局1400(直通)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部総務部長 飯 島 豊 和

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目19番 8 号

【電話番号】 東京6361局1400(直通)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部総務部長 飯 島 豊 和

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成27年12月22日に開催しました第116回定時株主総会における議決権行使結果を金融商品取引法第24条の5第4項及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」第19条第2項第9号の2により提出するものであります。なお、すべての議案は原案どおり承認可決されました。

2【報告内容】

(1) 株主総会開催日 平成27年12月22日

(2) 決議の内容

第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株につき金7円50銭 総額501,288,870円

効力発生日 平成27年12月24日

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業の展開に備えて、現行定款第2条に事業目的を追加する。

取締役及び監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会決議によって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるため、現行定款第25条及び第32条に当該記載を追加する。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、現行定款第25条及び第32条を変更する。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、森尾和彦、神山洋一、友井洋介、古瀬純隆、今埜隆道、細田秀治、佐久間伸、郡昭夫、松井泰則、戸井川岩夫、矢野博久の11名を選任する。

なお、郡昭夫、松井泰則、戸井川岩夫の3氏は社外取締役である。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、富安治彦、中田ちず子の2名を選任する。

なお、富安治彦、中田ちず子の両氏は社外監査役である。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	466,532個	11,565個	0個	93.63%	可決
第2号議案	459,899個	18,198個	0個	92.30%	可決
第3号議案					
森尾 和彦	471,688個	6,408個	0個	94.66%	可決
神山 洋一	469,635個	8,462個	0個	94.25%	可決
友井 洋介	472,282個	5,815個	0個	94.78%	可決
古瀬 純隆	472,222個	5,875個	0個	94.77%	可決
今埜 隆道	472,232個	5,865個	0個	94.77%	可決
細田 秀治	472,231個	5,866個	0個	94.77%	可決
佐久間 伸	472,196個	5,901個	0個	94.77%	可決
郡 昭夫	407,838個	70,259個	0個	81.85%	可決
松井 泰則	472,325個	5,772個	0個	94.79%	可決
戸井川 岩夫	472,686個	5,411個	0個	94.86%	可決
矢野 博久	472,237個	5,860個	0個	94.77%	可決
第4号議案					
富安 治彦	392,632個	85,465個	0個	78.80%	可決
中田 ちず子	473,316個	4,781個	0個	94.99%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。